

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
飯野海運株式会社
代表取締役社長 杉本勝之

第115期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第115期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成18年6月28日(水曜日)午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビル7階)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第115期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 第115期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 第115期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件
 - 第7号議案 取締役報酬額改定の件
 - 第8号議案 監査役報酬額改定の件
 - 第9号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)承認の件
4. その他株主総会招集に関する事項
株主総会に代理人としてご出席できる方は、議決権を有する他の株主1名とし、代理権を証明する書面のご提出をいただくこととなります。

以 上

1. 株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.iino.co.jp>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第115期利益処分案承認の件

本議案の内容につきましては、別添の第115期営業報告書19頁に記載のとおりであります。

当社は株主の皆様への利益還元を最重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図るとともに、今後の展開に必要な内部留保の蓄積に努めながら安定的かつ継続的配当を株主の皆様へ実施していくことを基本方針としております。

当期末の配当金につきましては、好調な海運市況に支えられ当期の経常利益が初めて100億円を上回ることを受け、株主の皆様のご支援にお応えするため記念配当として3円を上乗せし、1株につき9円といたしたいと存じます。これにより、すでにお支払しております中間配当金6円を加えた当期の年間配当金は1株につき15円となり、前期に比し5円の増配となります。

当期の役員賞与につきましては、当期の業績等を勘案し、期末の取締役8名に対して取締役賞与75,000,000円を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号、以下「整備法」という。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款全般について会社法に対応した用語・規定の新設および変更など所要の変更を行うものであります。

第9条（新設）：商法の端株制度の廃止に伴い単元未満株式の権利につき、単元株式に比し相当の範囲に限定すべく規定を新設するものであります。

第13条第2項（新設）：当社は株主総会会場として自社施設を本社内に保有していることから、株主総会の開催場所として東京都区内とする規定を新設するものであります。

第17条第1項：会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）に基づき、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするため、規定を変更するものであります。

第18条（新設）：会社法施行規則および会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に基づく情報開示の拡充に対応するため、参考書類、事業報告等の電磁的の方法による開示措置の導入についての規定を新設するものであります。

第25条第2項（新設）：会社法に基づき、取締役会を機動的に運営するため、取締役全員の同意があり、監査役の異議がない場合には、取締役会の書面決議を認める規定を新設するものであります。

第31条（新設）：法定の員数を欠く場合に備えてあらかじめ補欠監査役を選任することができるように、補欠監査役の選任に係る規定および選任決議の効力延長に関する規定を新設するものであります。

第4条（機関）、第6条第2項（発行可能株式総数および株券の発行）、第11条（株主名簿管理人）：整備法により規定を新設および変更するものであります。

- (2) 第22条第2項：執行役員制度導入に伴い、取締役会長および取締役社長を除く取締役の役位をすでに廃止していることから、取締役としての役位に関する規定を変更するものであります。
- (3) 上記のほか、規定の移設、統合ならびに条数の繰り下げなど全般にわたり必要な整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(変更箇所は下線の部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号) 第 1 条 当社は、飯野海運株式会社と称し、英文ではIINO KAIUN KAISHA, LTD.と表示する。	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1) 海運業 2) 船舶代理業 3) 不動産の売買、賃貸借、管理、仲介および鑑定評価 4) 不動産の管理に付随する煙草、酒類その他陶漆器等の地方物産販売 5) 建築ならびに土木の設計監督および請負 6) 倉庫業 7) コンビニエンスストアの経営 8) スポーツ施設の経営 9) 飲食店の経営 10) 写真スタジオの経営 11) 食料品の輸入、仕入および販売 12) 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第 2 条 (現行どおり)
(所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)
(新 設)	(機関) <u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>
(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法により行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式および株主總會</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当会社が発行する株式の総数は、4 億 4,000 万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数は、100 株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および株券の発行)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、4 億 4,000 万株とする。</p> <p><u>2. 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の <u>単元株式数は、100 株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の <u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第 9 条 当社の <u>単元未満株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の <u>単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(名義書換代理人・株式取扱規則)</u> 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 2. <u>当会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する取扱は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u> 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>(株式取扱規則)</u> 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p><u>(株主名簿等の備置場所)</u> 第10条 当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(基準日)</u> 第11条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、取締役会は、あらかじめ公告して、これと異なる日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とすることを定めることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3.前2項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集権者および議長) 第13条 取締役社長は、株主総会を招集し、議長となる。<u>取締役社長が欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(普通決議の方法) 第14条 株主総会の普通決議は、出席した株主の議決権の過半数によって行う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集および招集地) 第13条 (現行どおり)</p> <p><u>2.当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>2.前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第15条 取締役社長は、株主総会を招集し、議長となる。</p> <p><u>2.取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) <u>第15条 当会社の株主は、他の議決権ある株主に限りこれに代理せしめて議決権を行うことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(議決権の代理行使) <u>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> <u>2.株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第3章 取締役および取締役会 (取締役の員数) <u>第16条 当社は、取締役10名以内を置く。ただし、これらの取締役が退任または死亡した場合においても、法定員数を欠くことなく、かつ業務に支障のないときは補欠選任を行わないことができる。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) <u>第19条 当社の取締役は10名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) <u>第17条 取締役は株主総会で選任する。</u></p> <p>2.前項の選任決議には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3.取締役の選任は、<u>累積投票によらない。</u></p>	<p>(取締役の選任) <u>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) <u>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</u> <u>2.増員または補欠のため選任された取締役の任期は、<u>現任者の残任期間</u>とする。</u></p>	<p>(取締役の任期) <u>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2.増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時まで</u>とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役) <u>第19条 当社は、取締役会の決議をもって、代表取締役を選任する。</u> <u>2. 当社は、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u> <u>3. 代表取締役は、各自当社を代表し、株主総会および取締役会の決議を執行する。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) <u>第22条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(取締役会) <u>第20条 取締役会長は、取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。 <u>3. 取締役会の招集通知は、会日から3日前に各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合においては、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) <u>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p>(取締役会規程) 第21条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合を除き取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程) 第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬) 第22条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p> <p>第4章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第23条 <u>当社は、監査役5名以内を置く。ただし、これらの監査役が退任または死亡した場合においても、法定員数を欠くことなく、かつ業務に支障のないときは補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>(監査役の選任) 第24条 <u>監査役は株主総会で選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第25条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤の監査役) 第26条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等) 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第28条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法) 第29条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(補欠監査役の選任) 第31条 <u>当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u> 2. <u>補欠監査役の選任方法は第29条第2項を準用する。</u> 3. <u>補欠監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会) 第27条 監査役会の招集通知は、会日から3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合においては、この期間を短縮することができる。 (新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会規程) 第28条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがある場合を除き監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程) 第35条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の報酬) 第29条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>(監査役の報酬等) 第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任方法) 第37条 会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>
<p>第5章 計 算 (営業年度) 第30条 当会社の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>第7章 計 算 (事業年度) 第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金) 第31条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第32条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第33条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払の利益配当金および中間配当金には利息を付さない。</p>	<p>(期末配当金) 第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>(中間配当金) 第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第42条 期末配当金および中間配当金ならびに<u>その他の金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）が、</u>支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金には利息を付さない。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

新たに取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
関 根 知 之 (昭和28年3月8日生)	昭和50年4月 平成11年6月 13年6月 16年6月	当社入社 当社特殊油槽船第1グループリーダー 当社ガスタンカー第1グループリーダー 当社取締役執行役員就任ガスタンカー第2グループ管掌およびガスタンカー第1グループリーダー委嘱 現在に至る。	11,650株
星 野 憲 一 (昭和27年6月11日生)	昭和51年4月 平成13年6月 16年6月	当社入社 当社人事グループリーダー 当社取締役執行役員就任企画グループ管掌および人事グループリーダー委嘱 現在に至る。	11,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
	大野 伸二 (昭和27年11月24日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年6月 イイノマネジメントデータ(株)常務取締役 17年1月 同社社長 17年6月 当社執行役員就任 イイノマネジメントデータ(株)社長 現在に至る。	11,050株
	中上 良彦 (昭和27年12月8日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年3月 当社オイルタンカーグループリーダー 15年6月 当社総務・企画グループリーダー 17年6月 当社執行役員企画グループリーダー就任 現在に至る。	10,400株
	近光 護 (昭和30年1月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成15年6月 当社貨物船グループリーダー 17年6月 当社執行役員貨物船グループリーダー就任 現在に至る。	10,450株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 貞苺 紳および佐藤安彦の両氏は辞任により退任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、河原一夫および鈴木進一の両氏は補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社現行定款第25条第2項により平成20年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。また、鈴木進一氏は社外監査役候補者であります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
	河原 一夫 (昭和23年8月27日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年6月 当社経理グループリーダー 16年6月 当社執行役員経理グループリーダー就任 現在に至る。	11,650株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
	鈴木進一 (昭和15年3月16日生)	昭和37年10月 弁護士・公認会計士芹沢政光事務所入所 41年2月 公認会計士登録 44年9月 監査法人東京第一公認会計士事務所入所 49年2月 扶桑監査法人社員就任 平成元年2月 中央新光監査法人代表社員就任 17年8月 税理士浅見達男事務所入所 18年1月 税理士法人エイマック社員就任 現在に至る。	なし

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備えて、社外監査役の補欠者として佐藤安彦氏の選任をお願いするものであります。

当該補欠者は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は退任した監査役の任期の満了する時までといたします。ただし、本決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までといたします。

当該補欠者の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
佐藤安彦 (大正12年10月18日生)	昭和16年3月 甲府税務署入署 50年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 52年7月 山梨税務署長 53年9月 税理士開業 平成9年6月 当社監査役 現在に至る。	10,000株

(注) 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに取締役および監査役の退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

取締役 渡辺利一ならびに監査役 貞苺 紳および佐藤安彦の3氏は、本總會終結の時をもって退任されることになりました。つきましては、3氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任されます3氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
渡 辺 利 一	平成7年6月 飯野不動産(株)取締役 9年6月 同社常務取締役 9年6月 当社取締役 9年10月 当社常務取締役 16年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る。
貞 苺 紳	平成15年6月 当社監査役 現在に至る。
佐 藤 安 彦	平成9年6月 当社監査役 現在に至る。

また、当社は平成18年5月18日開催の取締役に、当社経営改革の一環として、本總會終結の時をもって取締役および監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

つきましては、在任中の取締役 野口章二、杉本勝之、古賀 啓、松本隆彦、愛葉光彦の5氏および第3号議案をご承認いただいた場合取締役に就任される関根知之、星野憲一の2氏ならびに在任中の監査役 岡田俊雄、覚明敏之の2氏の合計9氏に対し、当社所定の算定基準による就任時から本總會終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給いたしたく、その支給の時期は各氏の取締役または監査役退任時とし、金額、方法等は、取締役については取締役に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

各取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
野 口 章 二	平成15年6月 当社専務取締役 16年6月 当社代表取締役会長会長執行役員 現在に至る。
杉 本 勝 之	平成7年6月 飯野不動産(株)取締役 9年6月 同社常務取締役 9年6月 当社取締役 9年10月 当社常務取締役 16年6月 当社代表取締役社長社長執行役員 現在に至る。

氏 名	略 歴
古 賀 啓	平成7年6月 当社取締役 9年6月 当社常務取締役 16年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る。
松 本 隆 彦	平成13年6月 当社取締役 15年6月 当社常務取締役 16年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る。
愛 葉 光 彦	平成13年6月 当社取締役 16年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る。
関 根 知 之	平成16年6月 当社取締役執行役員 現在に至る。
星 野 憲 一	平成16年6月 当社取締役執行役員 現在に至る。
岡 田 俊 雄	平成10年6月 当社監査役 現在に至る。
覚 明 敏 之	平成13年6月 当社監査役 現在に至る。

第7号議案 取締役報酬額改定の件

当社取締役の報酬額は、昭和57年6月29日開催の第91期定時株主総会において、月額2,500万円以内とご承認をいただき現在に至っておりますが、会社法の施行および会計基準による賞与の取扱いの変更等に伴い、従来の報酬額とは別に利益処分として支給しておりました賞与を今後は報酬額内で支給することとしたといたし、また、今般の役員退職慰労金制度の廃止など諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額の上限を年額方式に変更し、年額5億円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、本総会に上程しております第3号議案をご承認いただいた場合、取締役の人数は10名となります。

第8号議案 監査役報酬額改定の件

当社監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第103期定時株主総会において、月額600万円以内とご承認をいただき現在に至っておりますが、今般の役員退職慰労金制度の廃止など諸般の事情を勘案し、監査役の報酬額の上限を年額方式に変更し、年額1億2千万円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、本総会に上程しております第4号議案をご承認いただいた場合、監査役の人数は4名となります。

第9号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）承認の件

当社は、平成18年5月11日開催の当社取締役会において、下記に記載の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入を決議し下記のとおり公表しておりますが、本件の重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を反映させるため、ここに議案としてお諮りするものであり、出席株主の皆様の過半数の賛成をもってご承認をお願いするものであります。なお、本議案が本総会において否決された場合には、本総会直後に開催される当社取締役会において、同方針を廃止することといたします。

記

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は、平成18年5月11日開催の当社取締役会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対して、以下の対応方針（以下、「本方針」といいます。）を採用することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本方針は、平成18年6月開催予定の当社第115期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得るため議案としてお諮りすることとし、当該定時株主総会において出席株主の皆様のご過半数のご賛同を得られなかった場合には、当該定時株主総会后直ちに開催される当社取締役会において、廃止することといたします。

（注1）「特定株主グループ」とは、（ ） 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、並びに、（ ） 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及び その特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2)「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、()特定株主グループが当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)、又は、()特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

(注3)「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本方針導入の目的と基本的な考え方

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つであると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益の極大化の実現を図ることができるものであると考えております。

昨今、わが国においても非友好的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値及び当社の株主の皆様全体にとって有益な買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない、株主の皆様全体の共同の利益を害するものであるとは限らないものの、買収者が当社株券等を買集め多数派株主として自己の利益のみを目的として濫用的な会社運営を行う等の場合には、当社の企業価値ひいては当社の株主の皆様全体の共同の利益が損なわれますので、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益の極大化の観点からは好ましいものではないと考えております。

当社は、海運業における国際的な自由競争の下で、国内外の荷主と良好な関係を基礎とする中長期の契約関係を主体とした安定的な収益構造を築くと共に、ケミカルタンカー等の特殊分野において収益の拡大を図り、また、もう一つの柱である不動産事業においても有利物件の獲得による収益の拡大を目指し、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益の極大化に努めております。

また、当社が輸送する主要貨物は、日本をはじめ世界各国に必要な不可欠な物資であり、当社は、これを安全且つ安定的に輸送することにより、お客様のご信頼を得て、それを事業の基盤とするとともに内外の地域社会と共存共栄を図ることに貢献しているものと自負しております。さらに、不動産事業におきましても、ゆとりある安全な空間を提供することにより、ご使用されている各企業様のご信頼を得て、海運業同様、それを事業の基盤とするとともに、当社の不動産が提供する安全な空間において各企業様が安心して事業を展開されていることを通じて、間接的に地域社会を含む社会へ貢献しているも

のと考えております。

このように、当社が行う海運業及び不動産事業において、安全の確保は、事業の発展基盤であり当社の企業価値の基礎であるとともに、内外の地域社会を含めた社会への貢献の基盤となっていますが、両事業において安全を確保するためには、中長期的な視点から安定的な経営が不可欠です。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠です。

以上のとおり、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様全体の共同の利益を維持・向上させるためには、従業員や地域社会を含むあらゆるステークホルダーを重視した事業展開を行うことが不可欠となります。また、当社の事業の発展ひいては企業価値の増大のためには、中長期的な視点からの投資と事業間の最適なポートフォリオを必要としております。

したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の極大化のためには、中長期的な視点から上記で述べましたような様々な要素を重視した、安定的な経営を行うことが必須であり、かかる経営を着実に行うためにも、上記のような濫用的な買収等を未然に防止することが必要となります。

もちろん、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものでありますが、株主の皆様が短時間で大規模買付行為の提案内容や当社の企業価値について、中長期的な視点から上記のような当社の事業の特性を踏まえてご判断を頂くことは相当困難であると考えられます。また、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から提供される情報及び当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えております。したがって、大規模買付行為が行われようとする場合には、株主の皆様に対して、当社からはもとより、大規模買付者からも十分な判断材料が示されると共に、当該判断材料に関する当社取締役会及び株主の皆様との熟慮のための十分な時間が確保されるべきものと考えます。

上記の事項を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を確保し又は向上させることになるものと考え、本方針において、一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。当社取締役会としては、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに従った判断材料の提供を大規模買付者より受けた場合には、それを十分に検討し、当社取締役会の見解を適時且つ適切に開示し、また、必要に応じて代替案の提示等の対応をとることといたします。

また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を開始しようとする場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を害する敵対的買収行為であるとみなし、必要に応じて相当な対抗措置を講じることといたします。

2. 大規模買付ルール概要

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

(1) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、まず当社代表取締役に対して、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨を誓約する「大規模買付意向表明書」を提出して頂きます。

「大規模買付意向表明書」には、以下の事項を記載して頂きます。

() 大規模買付者の概要

名称及び住所

代表者の氏名

事業内容

主要株主又は主要出資者の概要

国内連絡先

設立準拠法

() 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数

() 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等の数を含みます。）

() 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付して頂きます。

(2) 「大規模買付に関する情報」の提供

上記の「大規模買付意向表明書」をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要且つ十分な情報（以下、「大規模買付に関する情報」といいます。）を提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を受領した日から5営業日（初日不算入）以内に、当初提出して頂くべき情報を記載した「提出情報リスト」を上記(1)() の国内連絡先に対して発送いたしますので、大規模買付者には、かかる提出情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役に出して頂きます。

また、上記の提出情報リストに従い提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討のために不備又は不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、書面その他当社取締役会が別途指定する方式にて追加の情報を提供して頂きます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として提出情報リストの一部に含まれるものとします。

大規模買付者及びそのグループの概要の詳細

大規模買付行為の目的、方法及び内容

買付対価の種類及び金額並びに当該金額の算定根拠

買付対価に係る資金の裏付け並びに当該資金の調達先の名称及び概要

大規模買付者が既に保有する当社株券等に関する担保設定その他の第三者との間の合意の状況

大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関する担保設定その他の第三者との間の合意の予定（予定している担保設定の方法及び内容を含みます。）

大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの経営、運営等に関する具体的方針（経営方針、事業計画等）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びにかかる意思連絡が存在する場合にはその内容等及び当該第三者の概要

当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係について大規模買付行為の完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者より提供して頂いた情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付に関する情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知いたします。

(3) 当社の見解の通知・公表等

当社は、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、上記の大規模買付に関する情報の提供の完了に関する通知後、対価を金銭（円貨）のみとし当社株券等の全てを対象とする大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付に関する情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件につき交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、大規模買付行為のご提案に対し、取締役会評価期間中に当社が代替案を提示し、且つ、当社取締役会が株主の皆様へ大規模買付行為のご提案と当社が提示する代替案とのいずれかを選択して頂くことが適切であると判断した場合には、大規模買付行為の開始の前後を問わず、当社の株主総会を招集して株主の皆様の意思を問うこともあり得ます。

(4) 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始できるものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(1) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合には、具体的な買収方法の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を害する敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保・向上のために必要に応じて相当な対抗措置を講じることといたします。

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買収提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断頂くこととなります。

但し、大規模買付ルールに従って大規模買付行為が行われる場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要に応じて相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、別紙1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(2) 対抗措置の内容

本方針における対抗措置としては、株主割当による新株予約権の発行（新株予約権無償割当てを含みます。以下同じ。）その他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の株主の皆様を経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭に、その効果及びコスト等を総合的に勘案して、当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保・向上のために必要に応じて相当な手段を決定いたします。

当社が大規模買付行為に対する具体的な対抗措置として株主割当による新株予約権を発行する場合、その概要は別紙2に記載のとおりといたします。具体的な対抗措置として新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、

大規模買付者は当該新株予約権を行使できないものとする等の行使条件及び取得条項等を設けることがあります。

4. 対抗措置の公正さを担保するための制度・手続

(1) 特別委員会の設置及び対抗措置の発動の手続

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を確保し又は向上させるために適切と考える一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行います。その判断の合理性・公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたしました。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性・公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役2名を含む当社監査役全員の賛成を得た上で発動の決議をすることといたします。また、当社取締役会は、特別委員会に対する上記の諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付に関する情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

なお、上記の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止・撤回等を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、取締役会決議により発動した対抗措置を中止・撤回するものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が、大規模買付に関する情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合、当社の株主の皆様に対して当社取締役会が代替案を提示する場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、対抗措置の発動の是非以外についても、任意に特別委員会に諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、当該諮問に基づき、当社取締役会が諮問した事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(2) 株主総会の承認等及び不承認の場合の本方針の廃止

本方針は、平成18年6月開催予定の当社第115期定時株主総会において、株主の皆様のご賛同を得るため議案としてお諮りすることとし、当該株主総会において出席株主の皆様のご過半数のご賛同を得られなかった場合には、当該株主総会后直ちに開催される当社取締役会において、廃止することといたします。また、当該株主総会において、本方針が当社株主の皆様のご賛同を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において、本方針の継続の可否、又は変更の要否について、毎回お諮りすることとし、随時株主の皆様のご意思を反映することといたします。

5. 株主・投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が、大規模買付行為に対する具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき適時且つ適切に開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。但し、大規模買付行為に対する対抗措置が講じられた場合には、大規模買付者については、結果的に法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行がなされる場合には、会社法及び当社定款の規定に従って、別途公告する基準日までに名義書換を完了して頂くことが必要となり、また、新株予約権の発行又は行使に際して、新株予約権又は新株の取得のために所定の期間内に一定の金銭の払込を行って頂く必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき適時且つ適切に開示を行います。

6. その他

本方針は、平成18年5月11日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、証券取引法又は各証券取引所の上場規則等の改正、その他法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては当社の株主の皆様全体の共同の利益を確保し、又は向上させるとの観点から、必要に応じて本方針の見直し、又は本方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じて参る所存です。

なお、現時点においては、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

以上

当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、船舶その他の設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の毀損が予想されたり、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益の確保及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (10) その他(1)ないし(9)に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様全体の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

新株予約権の概要

1. 新株予約権の付与の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当りの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式（但し、同日において当社の有する当社株式を除く。）の総数を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が別途定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、行使の条件（大規模買付者を含む特定株主グループは当該新株予約権を行使できないこととする等）、取得事由及び取得条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上

株主総会会場ご案内図

- 会 場 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
 イイノホール（飯野ビル7階）
- 交 通 地下鉄千代田線・日比谷線・丸ノ内線「霞ヶ関駅」C4出口直結
 地下鉄銀座線「虎ノ門駅」徒歩3分
 都営地下鉄三田線「内幸町駅」徒歩3分

所在地案内図

